

オープン・とくしまパブリックコメント制度の概要

(目的)

この制度は、次の3つのオープン効果により「オープンとくしま」を実現することを目的としています。

(オープン効果1) **見える**

今までわかりにくかった県の政策決定の過程が明らかになり、県の行政運営の公正性の確保と透明性の向上につながります。

(オープン効果2) **わかる**

寄せられたご意見を整理し、県としての考えを明らかにします。その際には、理由や説明を加えるなど、できる限り県民の皆さんの理解を得るための工夫をします。

(オープン効果3) **参加する**

県民の皆さんから直接ご意見をいただくことで、今まで以上に県政に関心や参加の機会を持っていただくことができると考えています。

(制度の仕組み)

徳島県が、県の施策の指針となる計画や基本的な施策等を立案する場合に県民の皆さんのご意見を聴き施策等に反映させるための一連の手続きをいいます。

1 **原案の公表** : 県の考える原案の内容や趣旨、その他必要な事項を県民の皆さんに広く公表します。

↓

2 **意見募集** : 県民の皆さんからご意見を募集します。

↓

3 **意見の反映** : 寄せられたご意見等（情報や専門的な知識等）を考慮して計画等を決めます。その際には、寄せられたご意見に対する県の考え方を公表します。

↓

4 **よりよい施策づくり**

(実施機関)

県の全ての行政機関で実施しています。

(知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業管理者及び公営企業管理者)

(対 象)

この制度の対象は、次のとおりです。

(1) 県の長期構想，県行政の各々の分野における施策に関する基本計画等の策定又は重要な改定

(2) その他，全県下を対象とし，県民生活に拘わる課題であって，基本的な施策等の立案に当たって，この制度により県民意見等を求めることが望ましいと実施機関が判断する施策等

*ただし，対象に該当する場合であっても，法令に基づくもの，迅速性，緊急性を要するもの，軽微なもの及びこの制度の目的に照らし明らかに合理性を欠くと認められるものについては対象から除きます。

(募集方法など)

募集期間は，30日以上とし，募集方法等については，県のホームページに掲載するとともに，パンフレットにして次の場所に備え付けることとしています。

(1) 実施機関担当課

(2) 県庁及び各合同庁舎の県民サービスセンター，総合県民局の県民センター

(3) その他関係機関（各市町村窓口ほか）

(県民意見等の公表)

寄せられたご意見及び県の考え方等については，一定の期間，各実施機関のホームページに掲載するとともに，各実施機関及び県庁県民サービスセンターにおいて閲覧ができるよう資料を備え付けるものとします。

(施行日)

平成15年8月1日

パブリックコメント制度の Q&A

Q 県の広聴制度とはどう違うのですか。

A 現在、県としては、いい徳島カモン！知事への提言や知事へのはがき、県政モニター制度など、いろいろな手法を用い、幅広い県民の皆さんの声や自由な発想などをお聞きしているところです。これに対して、パブリックコメント制度は、県の原案の提示を前提に、県民の皆さんの意見を求め、その結果を公表するなど、双方向のやりとりを行います。また、県の原案の段階から公表することにより、最終決定までのプロセスの透明性が高めることができます。

Q この制度の対象となるのはどのようなものですか。

A 県が決定する政策で、県民生活に深く関わり、それぞれの分野の指針となる計画や構想の策定などを対象としています。

なお、法令によって意見の聴取の手続き等が定められているものなどは、対象外とします。

Q 募集パンフレットや計画等の原案はどこへ行けば手に入れることができるのですか。

A 次の場所に備え付けています。

○県庁県民サービスセンター TEL：088-621-2095

○鳴門県民サービスセンター TEL：088-684-4421

○小松島県民サービスセンター TEL：0885-32-2135

○県民センター

●南部総合県民局

・美波庁舎 TEL：0884-74-7333

・阿南庁舎 TEL：0884-24-4170

●西部総合県民局

・美馬庁舎 TEL：0883-53-2038

・三好庁舎 TEL：0883-76-0372

○東部県税局徳島庁舎・川島庁舎

○各市町村役場

○文化の森（21世紀館、図書館）

○とくしま県民活動プラザ（徳島市東沖洲2-14 沖州マリントーミナルビル1階）

○徳島県旅券センター（徳島市寺島本町西1-61 徳島クレメントプラザ601）

Q 意見はどうやって出したらいいのですか？

A 計画の原案などの策定過程で関連資料と合わせて公表し、それを県民サービスセンターなどに備え付けるとともに、県のホームページに掲載します。公表する内容が相当量になる場合には、案等の概要と資料全体の入手方法を明らかにします。これらを基に、郵送や電子メール、ファクシミリで県の各担当課室等へ意見を提出していただくことになります。

Q 提出された意見をどのように検討し、公表するのですか。

A お寄せいただいたご意見について、それぞれ施策などに反映できるかどうかを検討の上、必要に応じて原案を修正しその内容を公表します。反映できなかった意見についてもその理由を整理し、県の考え方等と合わせて公表します。その際、県の考え方等について、より理解を得るために、必要に応じて採用できなかった旨などを本人に通知するなど、手続きを工夫するように努めます。

なお、提出された意見については、県のホームページはもとより県民サービスセンターにおいても、一定の期間、閲覧等ができるようにしています。